

本委員は一任し平素を通り作業ニ努メノラレタシ

委員

会員各位

要求條件

- 一、企業立憲ノ原則ヲ採用シ漸次実施スルコト
- 二、団体交渉権ヲ確認スルコト
- 三、退職手当ヲ左ノ標準ニ依リ支給スルコト
  - 六月以上一年未満勤続者ニハ一月ニ付キ日給五日分
  - 一年以上勤続者ニハ六月給五十日分
  - 一年以上ノ勤続者ニハ一月ヲ加フルニ付キ日給増スコト
- 但し會社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ五割増ノコト

四、此ノ際日給二円以下ノ男女工ニ對シ適當ノ増給ヲスルコト

基金トシテ各自日給一日分ヲ出願スルコト(但錢以下切捨テ)

交渉委員トシテ

第一團 五名

第二團 七名

會計ハ各組ニ一名ト總會會計一名(伊藤友次郎)他ニ補佐ニ

名送出ノコト整理委員ハ各組十名ニ對シ一名連絡委員十名

送出ノコト

内業ヨリ 七名

外業ヨリ 三名

委員

會員諸君